

茨城県人会連合会会則

昭和 43 年 5 月 28 日	制 定
昭和 44 年 5 月 28 日	一部改正
昭和 47 年 5 月 19 日	一部改正
昭和 48 年 5 月 17 日	一部改正
昭和 51 年 6 月 14 日	一部改正
昭和 53 年 5 月 23 日	一部改正
昭和 59 年 5 月 28 日	一部改正
昭和 63 年 12 月 19 日	一部改正
平成 2 年 7 月 16 日	一部改正
平成 6 年 7 月 25 日	一部改正
平成 30 年 6 月 29 日	一部改正
令和元年 7 月 8 日	一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、茨城県人会連合会（以下「本会」という）と称する。

(組織)

第 2 条 本会は、東京及びその近郊に設置されている地区茨城県人会、職域茨城県人会、東京都及びその近郊に所在・居住し茨城県に関連する法人、個人又は団体をもって組織する。

(平成 6 年 7 月 25 日一部改正)

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は、東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号、茨城県営業戦略部東京渉外局行政課に置く。

(平成 30 年 6 月 29 日一部改正)

(目的)

第 4 条 本会は、郷土の名誉を尊重し、郷土愛精神を基調として、会員相互の親睦と発展をはかり、あわせて郷土の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 新年名刺交換等の親睦会の開催
- (2) 講演会、研究会等の開催
- (3) 郷土の産業文化の発展に寄与する情報の提供
- (4) 会員の発展に役立つ情報交換及び交流をはかる為の事業
- (5) 県産物、観光及び催物の紹介

- (6) 会報及び会員名簿の発行
- (7) その他目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、地区県人会、職域県人会、東京都及びその近郊に所在・居住し茨城県に関連する法人、個人又は団体とする。

(平成6年7月25日一部改正)

- (1) 地区茨城県人会は、東京都及びその近郊に居住する茨城県出身者で組織する県人会とする。
- (2) 職域茨城県人会は、東京都及びその近郊に所在する職域茨城県人会とする。
- (3) 法人会員は、茨城県に関わり合いのある企業で本会の趣旨に賛同する法人とする。
- (4) 団体は、東京都及びその近郊に所在し、茨城県に関わり合いのある団体とする。

(令和元年7月8日一部改正)

(会員名簿)

第7条 本会は、各組織の会員名簿を事務所に備えておくものとする。

第3章 会計

(資産の構成)

第8条 本会の経費は、会費・寄付金及び諸事業による収益をもって支弁する。

第9条 本会の資産は、基本財産及び運営財産の2種とする。

2. 基本財産は、次にあげるものとし、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経てその一部または全部を処分し、または担保に供することができる。

- (1) 基本財産として寄与された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産

3. 運営財産は、基本財産以外の財産とする。

(会費)

第10条 会費は、年会費及び臨時会費とする。

- (1) 法人会費は年額1口5万円とする。
- (2) 個人会費は次の表のとおりとする。

区分	年会費（円/人）
会長・副会長・最高顧問・常任理事・監事・ 本会の維持のために特に協力する者	10,000
学生及び20歳以下の会員 （会費徴収年4月1日現在）	0
上記以外の会員	5,000

（令和元年7月8日一部改正）

2. 臨時会費は、第5条の事業に参加した会員から徴収するものとし、会費の額はそのつど定める。

（資産の管理者並びにその方法）

第11条 本会の資産は、会長が管理する。

2. 管理の方法は、常任理事会の決議によって定める。

（予算）

第12条 本会の収支予算は、総会の承認を受けなければならない。

(1) 収支予算の一部変更は、常任理事会の議決によって定める。この場合においては、次の総会にこれを報告しなければならない。

（昭和53年5月23日一部改正）

（決算）

第13条 本会の収支決算は、年度終了後速やかに、当該年度における次の書類を作成し、監事の監査を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

（昭和51年6月14日一部改正）

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 収支決算書

（会計年度）

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員・顧問及び職員

（役員）

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 名誉会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 常任理事 40名以内
- (5) 理事 80名以内

(昭和47年5月19日一部改正)
(昭和63年12月19日一部改正)

- (6) 監事 2名

(昭和44年5月28日一部改正)
(昭和63年12月19日一部改正)

(役員を選出)

第16条 役員を選出は、次による。

- (1) 会長・名誉会長及び副会長は、総会において会員の中から選出する。
- (2) 常任理事及び理事は、地区・職域県人・法人・団体からの推薦者及び学識経験者の中から総会において選出する。

(昭和51年6月14日一部改正)

(昭和63年9月26日一部改正)

- (3) 監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

第17条 役員職務は次による。

- (1) 会長は、本会を代表し、その事務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会を構成する。
- (4) 理事は、理事会を構成する。
- (5) 監事は、事業及び会計の監査を行い、総会に置いて報告しなければならない。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 第1項の規定にかかわらず役員は、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問及び参与)

第19条 本会に最高顧問及び顧問若干名を置く。

- (1) 最高顧問及び顧問は、会長が委嘱する。

(昭和51年6月14日一部改正)

(昭和63年12月19日一部改正)

(2) 最高顧問及び顧問は、重要な事務について会長の諮問をうけて、意見を述べることができる。

(昭和 51 年 6 月 14 日一部改正)

2. 本会に、最高参与・特別参与及び参与を若干名置く。

(1) 最高参与・特別参与及び参与は会長が委嘱する。

(2) 最高参与・特別参与・参与は、会の円滑な運営について、助言及び支援をすることができる。

(昭和 51 年 12 月 19 日一部改正)

(昭和 63 年 9 月 26 日一部改正)

(事務局)

第 20 条 本会に事務局を置く。

2. 事務局及び書記は、会長が委嘱する。

3. 事務局に関する事項は、会長が定める。

(幹事)

第 21 条 本会に協力機関として幹事を置くことができる。

2. 幹事は会長が委嘱する。

3. 幹事は、円滑な運営に協力する。

第 5 章 会議

(総会、常任理事及び理事会)

第 22 条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後速やかに開催し、臨時総会は、必要があるとき開催する。

(昭和 51 年 6 月 14 日一部改正)

(昭和 63 年 12 月 19 日一部改正)

(会議の招集)

第 23 条 会議は、会長が招集する。

2. 会議を構成する会員または常任理事及び理事の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、その会議を招集しなければならない。

(会議の議長)

第 24 条 会議の議長は、会長とする。

(会議の安定数)

第 25 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2. 前項の規定にかかわらず会則の変更については、出席者の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(総会の議決事項)

第 26 条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 収支予算及び収支決算

(収支予算の一部の変更を除く)

(3) 役員を選出

(4) 会則の制定及び変更

(5) その他会長から付議された事項

(昭和 53 年 5 月 23 日一部改正)

(常任理事会の議決事項)

第 27 条 常任理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 本会の運営方針

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 収支予算の一部の変更

(4) 緊急重要事項

(5) その他会長から付議された事項

(昭和 51 年 6 月 14 日一部改正)

(昭和 53 年 5 月 23 日一部改正)

(昭和 63 年 12 月 19 日一部改正)

(理事会の開催)

第 28 条 理事会は、本会の事業計画、選考について意見を述べる事が出来る。

第 6 章 雑則

(施行規則)

第 29 条 この会則の施行に関し必要な事項は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

付則

1. この会則は、昭和 43 年 5 月 28 日から施行する。
2. 京浜茨城県人会連合会会則（昭和 32 年 6 月 18 日制定）は、これを廃止する。

付則

1. この会則は、昭和 44 年 5 月 28 日から施行する。

付則

1. この会則は、昭和 47 年 5 月 19 日から施行する。

付則

1. この会則は、昭和 48 年 5 月 17 日から施行する。

付則

1. この会則は、昭和 51 年 6 月 14 日から施行する。

付則

1. この会則の一部変更は、昭和 53 年 5 月 23 日から施行する。

付則

1. この会則の一部変更は、昭和 59 年 5 月 28 日から施行する。

付則

1. この会則の一部変更は、昭和 63 年 12 月 19 日から施行する。

付則

1. この会則の一部変更は、平成 2 年 7 月 16 日から施行する。

付則

1. この会則の一部変更は、平成 6 年 7 月 25 日から施行する。

付則

1. この会則の一部変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

1. この会則の一部変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。